

○氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する規則

平成27年3月31日

規則第7号

改正 平成28年7月12日規則第30号

平成28年7月15日規則第31号

平成29年8月10日規則第10号

令和元年9月30日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく子どものための教育・保育給付(法附則第6条第1項の規定による委託費の支払を含む。)に係る教育又は保育を受ける小学校就学前子どもの保護者又は扶養義務者(以下「教育・保育給付認定保護者等」という。)が負担すべき費用(以下「利用者負担額」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号、第3号及び第4号の規定により、政令で定める額を限度として教育・保育給付認定保護者等の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める法第19条第1項第3号の区分に認定された者の利用者負担額は、別表に定める額とする。

(利用者負担額の徴収等)

第4条 町長は、教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者から特定教育・保育を受けたときは、教育・保育給付認定保護者等から当該特定教育・保育に係る利用者負担額を徴収する。

2 町長は、法附則第6条第4項の規定により、教育・保育給付認定子どもが同条

第1項に規定する特定保育所から保育を受けたときは、教育・保育給付認定保護者等から前条で定める利用者負担額を徴収する。

(利用者負担額等の決定)

第5条 町長は、次に掲げる事項を決定し、又は変更したときは、その旨を教育・保育給付認定保護者等及び当該教育・保育給付認定保護者等に係る教育・保育給付認定子どもが利用する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に通知するものとする。

(1) 利用者負担額

(2) 食事の提供(氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年氷川町条例第12号)第13条第4項第3号アから同号ウまでに掲げるものに限る。)に要する費用の支払の免除に関する事項

(利用者負担額の納期)

第6条 前条の規定により通知を受けた教育・保育給付認定保護者等は、特定教育・保育を受けた月の利用者負担額を当該月の末日までに納入しなければならない。

(利用者負担額の日割)

第7条 第3条に定める者が月の中途において特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に入所し、又は退所した場合には、日割り徴収として次の各号により計算して得た利用者負担額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を教育・保育給付認定保護者等は当該月分として納入しなければならない。

(1) 月途中入所 利用者負担額×当該月の月途中入所日からの開所日数(当該開所日数が25日を超える場合は25日)÷25日

(2) 月途中退所 利用者負担額×当該月の月途中退所日の前日までの開所日数(当該開所日数が25日を超える場合は25日)÷25日

(滞納の処分)

第8条 町長は、特定教育・保育施設から保育・教育の提供を受けている教育・保育給付認定子どもの利用者負担額を第6条に定める期日までに納入しない教育・保育給付認定保護者等があるときは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第7項及び第8項の規定に基づき処分することができる。

(利用者負担等の減免)

第9条 町長は、教育・保育給付認定保護者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他の災害を受け利用者負担額を納付することが著しく困難なとき。
- (2) やむをえない事情により利用者負担額を納付することが著しく困難なとき。
- (3) その他町長が認めるとき。

(減免割合等)

第10条 前条第1号による利用者負担の減免の割合は、第3条の規定により決定された月額に、次の表の左欄に掲げる家屋のり災の程度に応じ、同表の右欄に掲げる減免割合を乗じた額とする。

り災の程度(り災証明書)	減免割合
全壊	全額
大規模半壊、半壊	5/10

2 この規則の規定により利用者負担額を減免する期間は、被災した翌月から6箇月分とする。

(減免の申請)

第11条 第9条の規定により利用者負担額の減額又は免除を受けようとする教育・保育給付認定保護者等は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額減免申請書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。

2 町長は、教育・保育支給認定保護者等から前項の規定による申請があった場合には内容を精査し、その結果について特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業利用者負担額減免(決定・却下)通知書(様式第2号)により当該教育・保育支給認定保護者等に通知するものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(氷川町保育料徴収規則の廃止)

2 氷川町保育料徴収規則(平成17年氷川町規則第49号)は廃止する。

(氷川町保育料徴収規則の廃止に伴う経過措置)

3 廃止前の氷川町保育料徴収規則の規定により徴収する保育料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年7月12日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成28年7月15日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則(平成29年8月10日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(令和元年9月30日規則第7号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

各月初日の教育・保育支給認定保護者等の属する世帯の 階層区分		利用者負担額 (月額)	
階層区分	定義	保育必要量の認定区分	
		標準時間	短時間
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被	0円	0円

	保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		
第2—1	市町村民税非課税世帯 (第1階層を除くひとり親世帯等)	0円	0円
第2—2	市町村民税非課税世帯 (第1階層及び第2—1階層を除く)	0円	0円
第3—1	市町村民税所得割48,600円未満 (ひとり親世帯等)	5,000円	4,900円
第3—2	市町村民税所得割48,600円未満 (第3—1階層を除く)	11,000円	10,800円
第4—1	市町村民税所得割 48,600円以上77,101円未満 (ひとり親世帯等)	7,000円	7,000円
第4—2	市町村民税所得割 48,600円以上77,101円未満 (第4—1階層を除く)	16,000円	15,600円
第4—3	市町村民税所得割 77,101円以上97,000円未満	16,000円	15,600円
第5	市町村民税所得割 97,000円以上169,000円未満	25,000円	23,400円
第6	市町村民税所得割 169,000円以上301,000円未満	32,000円	29,100円
第7	市町村民税所得割301,000円以上	34,000円	30,800円

備考

1 この表の「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)をいう。

ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表において、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額に応じて決定するものとする。

3 この表のひとり親世帯等とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

(1) ひとり親世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる障害児(者)を有する世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

- 4 第2—2項、第3—1項及び第4—1項の世帯であって、同一世帯において子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目以降については無料とする。
- 5 第3—2項及び第4—2項のうち、市町村民税所得割額57,700円未満の世帯であって、同一世帯において子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。
- 6 前2項を除く世帯であって、同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合(特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。
- 7 教育・保育給付認定保護者等が現に扶養している18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、最年長の子どもから順に3人目以降の利用者負担額については、無料とする。
- 8 支給認定子どもが年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担額は、その年度中はこの表の規定を適用する。

様式第1号（第11条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額減免申請書				
年 月 日				
氷川町長 様				
保護者 住所 氏名				
㊤				
下記のとおり減免されたく申請します。				
年度	区分	月	利用者負担額	減免を受けようとする利用者負担額
		年度 月～ 月	円	円
減免を受けようとする理由				
備考				

様式第2号（第11条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額減免 (決定・却下) 通知書				
年 月 日				
保護者 住所 氏名 様				
氷川町長 ㊟				
年 月 日付けの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額減免申請書については、下記のとおり減免を（決定・却下）しましたので通知します。				
年度	区分	月	利用者負担額	減免額
		年度 月～ 月	円	円
(決定・却下) の理由 氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する規則第9条第 号の規定により減免を（決定・却下）する。				
備考				